

労働基準広報 2014 No.1821

6/11

CONTENTS

特集 改正短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律
(パートタイム労働法)の解説 ————— 6

正社員と差別的取扱いが禁止される パートの対象範囲を拡大

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」が、平成26年4月16日に成立し4月23日に公布された。その内容は、差別的取扱い禁止の対象となる通常の労働者と同視すべき短時間労働者の対象範囲の拡大、全てのパートタイム労働者を対象とした短時間労働者の待遇の原則の創設、パートタイム労働者の雇入れ時における事業主の説明義務の導入など。施行期日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日とされている。

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課)

●取材シリーズ/人事大事の時代<事例編>⑩ — 16

企業理念・行動ガイドラインに
直結した評価で人財育成と
マネジメントの質の向上を図る
～エン・ジャパン株式会社～

●特別企画Ⅰ/労働時間等設定改善事業
に対する助成金 ————— 26

職場意識改善助成金にテレワークコース
を新設し最大で経費の4分の3を助成
(厚生労働省労働基準局労働条件政策課)

●特別企画Ⅱ/「トライアル雇用奨励金の
改正」について ————— 32

一定要件満たした民間職業紹介
事業者等の紹介も支給対象に
(厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課)

●NEWS ————— 1

(平成25年の労働災害発生状況まとまる) 死亡者数は2年ぶりに減少し1030人/ (25年度新卒者の就職率等) 大卒は前年同期を0.5ポイント上回る94.4%/ (25年度の賃金、労働時間) 総実労働時間は2年連続で減少し1748時間に/ほか

●知っておくべき職場のルール ————— 38

<第32回>「採用内定とその取り消し」
労働契約の成立となる場合に
内定取り消しは解雇に該当

(編集部)

●連載 労働スクランブル® (労働評論家・飯田康夫) — 40 ●労務資料 2014年度新入社員「会社や社会に対する意識調査」結果 — 42 ●わたしの監督雑感 秋田・大館労働基準監督署長 齋藤孝一 — 54 ●労務相談室 だより — 56

労務相談室

回答者

労働基準法 [強風で折れ危険な枝の撤去作業] 災害時の臨時の時間外労働か ——— 48 弁護士・荻谷聡史
社会保険 [7月20日に退職する者に7月10日の賞与支給] 社会保険料の控除は — 50 特定社労士・大槻智之
賃金関係 [ルームシェアする社員への住宅手当] 返還請求できるか ——— 52 弁護士・加島幸法

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内